

令和8年度フローラルフェスタ（仮称）企画運営等業務委託 仕様書

第1 契約期間

契約確定の日の翌日から令和8年9月30日まで

第2 履行場所

臨海副都心にぎわい創出実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所

第3 事業の目的

臨海副都心は、職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりにより、東京の成長を牽引し、国内外の多くの人々が憩い、賑わうエリアとして発展してきたまちである。

本事業は、東京都及び進出事業者等が一体となり、昼も夜も楽しめるにぎわいを創出する春のイベント「フローラルフェスタ（仮称）」（以下「フェスタ」という。）を実施することで、更に魅力あふれるまちの実現を目指すものである。

第4 臨海副都心にぎわい創出事業「フローラルフェスタ（仮称）」の概要

1 コンセプト

「フローラルフェスタ（仮称）」は、臨海副都心エリアにおいて令和8年度春の期間中に様々なイベント等が開催される機をとらえ、東京都や進出事業者等が一体となってまちを盛り上げる、エリア全体のにぎわいイベントの総称である。

本委託業務は、フェスタ全体の広報と、フェスタの一部として実行委員会が直接実施する企画という2軸から構成されている。

本委託業務の企画にあたっては、第3に掲げる事業の目的を踏まえたうえ、以下のコンセプトを十分おさえたものとする。

- (1) 本イベントのテーマは「花」とする
- (2) 臨海副都心エリア全体で昼も夜も楽しめるにぎわいを創出する
- (3) 幅広い年代層に向けて、臨海副都心エリアの認知度を向上させる発信を行う

2 開催時期

令和8年4～5月頃

ただし、実行委員会が実施する企画について「第6-2」の各項目に指定がある場合は、記載のとおりとする。ほか、詳細日程は実行委員会と協議の上で決定するものとする。

※会場の設営・撤去について

- (1) 設営 公園内で別イベント等が実施されている場合は、当該箇所を避けるなど、調整しながら設営を行うこと。

(2) 撤去 会期終了後、2日間程度で行うこと。

3 開催場所

臨海副都心

ただし、実行委員会が直接実施する企画は、シンボルプロムナード公園内のお台場デッキからセントラル広場周辺のエリアを中心とする。なお、公園内の当該エリアは実行委員会にて確保済みである。

シンボルプロムナード公園詳細 https://www.tptc.co.jp/park/01_04

4 主な対象者

本イベントの主な対象者は以下を想定している。

- (1) 臨海副都心への来訪者
- (2) 東京都民及び都内在勤・在学等のすべての人

5 入場料

原則無料（飲食・物販を除く。）

第5 本委託業務の運営

受託者は、第3に掲げる事業の目的を踏まえ、以下の業務を実施すること。

(1) 事業計画の策定

受託者は、契約締結後速やかに業務スケジュール、業務実施体制等を明記した事業計画を作成し実行委員会に提出すること。また事業の進捗に応じて会場の設営計画、運営計画、警備計画、緊急時対応計画、緊急連絡体制等を作成し、実行委員会へ提出すること。

(2) 業務実施体制の構築

受託者は、本委託業務に係る企画、運営その他本委託業務に必要な一切を手配し、統括するため、本委託業務を円滑に実行しうる体制を整えるとともに、本委託業務の実施体制を明確化し、協力企業含め体制管理を徹底すること。当該体制の内に統括責任者を設置し、実行委員会へ報告すること。

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うと共に、実行委員会からの指示を各部門に周知徹底するなど、本委託業務を円滑かつ適切に遂行するよう努めること。また、本委託業務の円滑な遂行を阻害する内外のリスクを特定し、その発生可能性、影響度及びリスク軽減策等を整理・分析し、その対応について適宜実行委員会に提案するとともに、その結果を本委託業務の改善に反映させること。

その他、実行委員会から報告を求められた場合や是正を求められた場合など、実行委員会から何らかの申し入れを受けた場合は、速やかな対応を措置すること。

(3) 委託業務の目的達成に向けた進捗管理と運営

ア 事業目的達成に向けた進捗管理と運営

本委託業務を円滑かつ適切に実施するため、計画の進捗管理及び事業の運営を行うこと。また、本事業の目的を踏まえ、予算内で最大限の効果を生み出すように考慮しながら、計画を実現すること。

イ 事業に必要な体制、資器材、会場等の手配と確保

本委託業務に必要な人員、資器材等の手配と確保を行うこと。

ウ 事業にかかる全体調整と諸手続き

本委託業務の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き等を行うこと。なお、本委託業務実施に必要な資格・認証・許可等の取得申請等の各種手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。申請等にあたり費用が発生する場合は、受託者の負担とする。また、実行委員会が本委託のイベント実施に係る申請や届出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

(4) 実行委員会事務局の支援

実行委員会における会議開催時の運営補助等を行うこと。会議資料の作成、現場での運営補助、議事録の作成等を含む。

第6 本委託業務の企画

1 広報・プロモーション

本事業の目的達成に向けて、フェスタ全体の広報・プロモーションを行う。

(1) 広報・プロモーション計画策定

実行委員会と協議の上、フェスタの広報として、エリア全体を PR する広報・プロモーション計画を策定すること。策定にあたっては、広く「第4 4 対象者」の行動を分析した上で、各対象者が接する機会の多いメディア・露出場所等を選定し、戦略的にアプローチする内容とすること。

(2) キービジュアルの制作

「フローラルフェスタ（仮称）」のキービジュアルを提案すること。その際、著作権、商標権等他者の権利を侵害していないことを確認すること。提案するキービジュアルは、進出事業者等による広報活動でも使用される可能性を踏まえて制作すること。

なお、最終的なフェスタの名称及びキービジュアルは実行委員会と受託者とで協議の上、決定する。

(3) プレスリリース配信

実行委員会と協議の上、プレスリリース案を作成し、プレスリリース配信サイトへの配信を行うこと（4月上中旬頃を予定）。

(4) 公式ウェブサイト制作及び運営

- ア プレスリリース当日に公開できるようフェスタの公式ウェブサイトを構築した上で、運用・保守管理を行うこと。なお、使用するドメインについては受託者側で準備し、当該ドメインが使用できるサーバー環境を確保すること。
- イ ウェブサイトのデザイン・レイアウトは、フェスタのテーマを踏まえつつ、幅広い世代が見やすく分かりやすいものとし、制作前に実行委員会に協議すること。
- ウ ユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識した上で制作すること。
- エ 掲載内容は、下記について盛り込むこと。
 - (ア) フェスタ期間中のエリア全体のにぎわいを 1 つのパッケージとしてアピールするものとする。
 - (イ) エリア全体の MAP を作成すること。MAP は春らしい明るいイメージのものとし、各施設の場所やエリア内の移動方法（公共交通機関やモビリティ等）が分かりやすいものとする。
なお、MAP は実行委員会が将来継続的に使用することも見据え、データで納品すること。
 - (ウ) エリア内の各イベントや企画の情報を、スケジュール別など分かりやすく整理して掲載すること。
 - (エ) 臨海副都心へのアクセスについて、都心部からの近さを伝える情報を掲載すること。
 - (オ) 実行委員会から掲載内容について要望がある場合には、可能な限り対応すること。また、必要な情報を遅滞なく発信できる体制を整えること。
- オ ウェブサイトの作成にあたっては、別紙 1「ポータルサイト・SNS 等の要件」、別紙 2「『東京都公式ホームページ作成に関する統一基準』準拠に係る標準特記仕様書」及び別紙 3「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(令和 5 年 4 月改正)」を参考とすること。
- カ ウェブサイト公開期限はフェスタ終了後 1 カ月程度を目安に実行委員会と協議する。公開終了後は各ページのスクリーンショット、コンテンツのテキストデータ及び画像等データを納品すること。

(5) 公式 SNS による発信

- ア プレスリリース当日から公開できるよう、公式 X（旧 Twitter）及び公式 Instagram 等のアカウントを取得の上、フェスタの目的、コンセプト等を踏まえた魅力的な情報を発信すること。
- イ 発信内容については、事前に事務局の了承を得ること。その際、閲覧率や拡散性の高いリール動画等による発信も意識すること。
- ウ 制作にあたっては、別紙 1「ポータルサイト・SNS 等の要件」を参考とすること。
- エ 更新頻度は週 2～3 回程度を想定しているが、より効果的な SNS の活用方法がある場合はこの限りでない。
- オ SNS を活用した広告を配信すること。
- カ フェスタ終了後は、発信内容の一覧表又はスクリーンショットを提出すること。
- キ フェスタ終了後は実行委員会でアカウントを管理予定のため、必要な情報を提出すること。

(6) ポスター、チラシ等の制作

キービジュアル、チューリップなどの花及び臨海副都心らしい風景等を効果的に活用し、フェスタ全体のにぎわいが伝わるような統一感のあるデザインでポスター、チラシ、各種広報用素材及び会場のサイン等を制作すること。ポスター、チラシについては、実行委員会の指示に基づき各所へ配布すること。なお、最終的な発行部数は実行委員会と協議の上決定するが、ポスター（B1判）300部、チラシ（A4判）8,000部を最低限予定すること。

(7) PR 動画の制作

事前 PR 用に 15～30 秒程度の動画を制作すること。「第 4 1」のコンセプトを踏まえた上で、チューリップなどの花や臨海副都心ならではの風景、飲食等を組み合わせるなど、春らしいにぎわいが視覚的に伝わるものとする。

(8) 交通広告の実施

都内公共交通機関（ゆりかもめ、りんかい線、都営地下鉄等）の車内及び主要駅等の構内への広告掲出を行うこと。掲出期間は 2～3 週間を目安とし、(7)で制作する動画も活用すること。

(9) 広告の掲出、露出依頼

策定した広報・プロモーション計画に基づき、適切なメディアへの広告掲出・露出依頼を実施すること。

(10) 進出事業者等と連携した広報活動の調整

キービジュアル等を活用して、進出事業者等のウェブサイト・関連施設等での広報活動を働きかけること。その際、臨海副都心内の施設だけでなく、臨海副都心外の各社関連施設における掲載についても調整すること。

(11) 本イベント開催期間中のイベント公式カメラマンによる撮影及び PR への活用

フェスタ開催期間において、プロの撮影者によるオフィシャルスチール及びオフィシャルムービー（イベント公式カメラマン）を手配し、写真及び動画（以下「写真等」という。）の撮影を行うこと。

また撮影した写真等を用いて、フェスタ開催期間中に適宜 PR を行うこと。フェスタ終了後、指示された方法により写真等を納品すること。

(12) 対応窓口の設置

一般来訪者及びメディアからの問合せ、取材依頼等に対応できるよう、専用の窓口（電話番号及びメールアドレス）を設置すること。

2 実行委員会が実施する企画の運営

フェスタの一部として、実行委員会にて直接実施する以下の企画の提案及び実施運営等を行うこと。

(1) 光の演出企画の実施

- ア 公園内の園路に、本イベントの目的及びコンセプトを十分踏まえた映像を投影するプロジェクションマッピングを実施し、視覚的にも映える集客力のある光の演出を企画すること。
- イ 昼も夜も映える、植物と光を使用したオブジェを制作し、設置すること。制作にあたっては、本イベントの目的及びコンセプトを十分踏まえること。
- ウ 実施時期は 5 月上旬開始とし、具体的な設置場所は「第 4 3 開催場所」ただし書きの範囲内とする。それぞれ詳細は実行委員会と受託者で協議の上決定する。
- エ 照明の利用・音の発生については、原則として夜 21 時までとし、詳細は実行委員会の指示に従うこと。近隣住民・周辺の施設に影響が及ばないよう配慮すること。また、法令等で定める基準を順守すること。
- オ 企画にあたっては、会場周辺の気候条件（気温、風速等）や公園としての照度条件を踏まえて内容・設置物を検討すること。

(2) スタンプラリーの実施

- ア エリアの回遊策として、スタンプラリーを実施すること。形式は紙とする。
- イ 実施時期は 5 月上旬開始予定とし、台場地区を中心とした臨海副都心内を範囲とする。スタンプラリーの台紙には、フェスタ全体のイベント等が把握しやすい MAP を掲載し、簡易なガイドとしても使用できるものにする。
- ウ コンテンツを活用した企画内容とすること。コンテンツの具体的な内容は別途実行委員会から提示する。なお、コンテンツのライセンスについては実行委員会が契約する。
- エ 上記ウのコンテンツを活用してデザイン加工を行い、スタンプラリーやノベルティ制作等を実施すること。これに必要な契約等の手続は受託者にて行うこと。
- オ スタンプ設置場所やノベルティなどの検討にあたっては、進出事業者とも連携すること。

(3) キッチンカーエリアの配置

- ア 来訪客のため、キッチンカーの手配により飲食可能なエリアを設けること。なお、エリアはヒルトン東京お台場とアクアシティお台場との間の公園デッキ上を想定している。
- イ 実施時期は 4 月中の開始とし、期間中の土日を中心に実施すること。
- ウ キッチンカーは 1 日あたり 3～4 台を目安とする。出店者の確保にあたっては、親子連れなど広い年齢層をターゲットとしたバリエーションのある出店を目指し、実行委員会と協議して決定すること。
- エ 原則として、電源は受託者側で準備すること。ただしキッチンカーの種類等により、都の官民連携事業として実施している次世代モビリティ（e-Palette）との連携活用が可能となった場合、実行委員会の指示に従い同事業との連携を検討することができる（事業所管は東京都港湾

局臨海開発部開発企画課)。具体的な活用方法については同事業担当及び実行委員会と協議すること。なお、モビリティの活用に係る費用については受託者の負担とする。

(4) その他企画の実施

- ア 上記(1)～(3)のほか、ワークショップなど楽しめる企画を実施すること。
- イ 現地にフェスタのイベント等実施情報を案内するサインージ看板を、ゆりかもめやりんかい線の駅周辺など3箇所程度に設置すること。設置箇所は実行委員会と協議の上決定する。

(5) 企画に関する共通事項

上記(1)～(4)について、下記のとおりとする。

- ア 公園内の荷重制限は約4トンまでである。設置物等の詳細は実行委員会や公園管理者と協議すること。
- イ 会場は公園の敷地内であるため、通常の公園利用者の通行を妨げることがないように配慮すること。
- ウ その他詳細は、実行委員会と協議の上決定する。

(6) 会場運営

以下のアからイまでを実施すること。

- ア 実行委員会の実施企画に係る運営計画(会場計画、導線計画、警備計画、設営撤去、緊急時対応等)の作成
- イ 関係各所への申請等
- ウ 運営計画に則った会場の準備・設営
- エ 運営マニュアル作成
- オ 開催期間中の会場運営
- カ 来訪者からの問合せ、苦情等への対応
- キ 来訪者アンケートの実施
- ク 来場者数の集計

(7) 留意事項

実施にあたっては、以下に留意すること。

- ア 安全・安心を最優先に確保し、十分な管理体制のもと運営を行うこと。
- イ 悪天候等で一部実施できない場合は、別途実行委員会と協議して対応すること。
- ウ 会場内の案内サインやインフォメーション等については、日英表記を行うこと。
- エ 会場におけるバリアフリー対応等、障害者等への対応を検討し、実施すること。
- オ 来場者数を予測し、既存トイレの数では不足することが見込まれる場合、仮設トイレを設置すること。なお、飲食提供にあたって、ごみ箱及び仮設トイレの設置について実行委員会等と調整す

ること。

カ 発電機等を使用する場合は環境に配慮した製品を選定すると共に、再生可能エネルギーを100%使用すること。

キ 使い捨てプラスチックの削減等、環境への負荷軽減に努めること。

ク 来訪者アンケートの実施に当たっては、事業の目的に鑑み、本事業の効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、集計目標数を含め、事前に実行委員会の承認を得た上で実施すること。

ケ 来場者数の集計にあたっては、「第4-3」ただし書きのエリアを対象に、携帯電話による位置情報データ等を活用すること。

コ 実行委員会の実施企画開催後は、会場を原状回復すること。原状回復費用は原則として受託者負担とする。

3 打合せの実施

契約締結から開催までの間、週1回程度、実行委員会と打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、実行委員会に提出すること。

第7 その他

1 成果物

成果物については、以下のとおり定められた期限までに提出すること。また、特段定めのない納入物品については実行委員会と協議の上で決定すること。なお、提出方法は別に指定のあるものを除き、電子データとする。

- (1) 事業計画（契約締結後速やかに提出）
- (2) その他本イベントの実施に関して必要な計画書、作成物等（事業計画に応じて別途協議）
- (3) 実施報告書（日報含む）
- (4) 写真及び動画

2 支払方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出すること。契約代金は、適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払う。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

3 保険の加入

イベント等の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険及びイベント中止に伴い発生する会場のキャンセル料等に係る保

険に加入し、これに関わる費用は受託者が負担すること。

4 制作物に関する権利の帰属

本委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

本委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。

本委託により得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、東京都及び実行委員会に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会に譲渡するものとする。

受託者は、成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、都及び都から許諾を受けた第三者に対してもこれを行行使しないことに同意するものとする。

その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

5 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (3) 委託者の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合には、受託者と同様に再委託先においても本業務に係る契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 再委託先は、以下の者であってはならない。
 - ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
 - イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者
- (5) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。
- (6) 受託者は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

6 法令等の遵守・守秘義務

受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

7 信用失墜行為等の禁止

受託者は、本委託業務の履行に当たって、不正行為等実行委員会及び関係者の信用を失墜する行為を行わないこと。

8 受託者の善管注意義務

受託者は、本委託業務の履行に当たって、誠実に業務に当たらなければならない。実行委員会より、履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかにかつ誠実に対応しなければならない。

9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号）第 2 に定める管理体制及び港湾局が定める安全管理基準と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。また、別紙 4「個人情報保護方針」及び別紙 5「個人情報等の取扱いに係る特記仕様書」に記載の関係事項を読み替えて遵守すること。
- (2) 前項に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって実行委員会に損害が生じた場合、受託者は実行委員会に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- (3) 実行委員会に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、は実際に生じた損害額を立証することで、実行委員会に対して立証した額を違約金として請求することができる。

10 情報セキュリティ

受託者は、本委託業務の履行に当たって、別紙 6「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に記載の関係事項を読み替えて遵守すること。

11 受託者の紛争解決義務と損害賠償責任

受託者は、本委託業務の履行に当たって、第三者の権利侵害を行ってはならず、受託者の故意・過失又は受託者の故意・過失に同視すべき業務従事者の行為により、第三者に損害を与えた時は、受託者の責任と負担において、第三者との紛争解決を行うこと。実行委員会が損害を受けた時は、実行委員会が受けた損害について、受託者は賠償を行わなければならない。

12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する

る特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

13 印刷物作成時の留意事項

(1) 使用する用紙は、次のとおりとする。

ア 用紙の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。

イ バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性が証明されたものであること。

(2) 使用するインキは、次のとおりとする。

ア (ア) のインキを使用すること。ただし、(ア) によれない場合は、(イ) のインキを使用すること。

(ア)ノンVOCインキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型UVインキ

(イ)植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ

イ インキの化学安全性が確認されていること。

(3) 印刷物に次の内容を表示すること。

ア リサイクル適性を表示すること。

イ ノンVOCインキ又はリサイクル対応型のUVインキを使用した場合は、「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。

(4) 印刷の各工程において、別紙7表1「オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

(5) 納品時に次の書類を提出すること。

ア 溶剤料及びインキについて、別紙7表2「資材確認票(兼資材使用証明書)」を提出すること。

イ 印刷の各工程における環境配慮について、別紙7表3「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書」を提出すること。

14 事業引継ぎと連携

(1) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、作成・取得した物（ウェブサイト等の電子データを含む。以下同じ。）及び情報のうち、本事業の運営に必要となるもの一切を実行委員会又は実行委員会の指定する第三者に引き継ぐこと。実行委員会又は実行委員会の指定する第三者が、必要な物及び情報の提供を求めた場合には、本契約の履行完了後も上記と同様とする。

(2) 実行委員会から指示があった場合は、東京都又は東京都が出えんする他の実行委員会が別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議及び調整を行いながら事業を進めること。

(3) その他、実行委員会から受託者に対して、実行委員会の指定する他の第三者（他の事業者を含む）又は実行委員会の指定する他の事業等と連携を求める場合がある。受託者は円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、可能な限りこれに協力すること。

15 その他

- (1) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、実行委員会との連絡調整を密に行い、業務の詳細について実行委員会と十分に協議の上、内容を決定すること。企画内容に変更が生じた場合は、実行委員会と必ず調整の上、実行委員会の求めに応じて実行委員会の会議の場で資料提出や説明を行うこと。
- (2) 本委託業務の履行に当たり疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断等に当たっては、実行委員会と調整のうえ、承認を受けること。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、会場の利用規則等(搬出入時間、重量制限、騒音制限、施工制限等)を遵守すること。
- (4) 本委託業務の実施に当たっては、警察、消防及び保健所等への必要な届出などを行い、円滑に実施・運営すること。
- (5) 本委託業務の履行に当たって事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに実行委員会に報告すること。
- (6) 本委託業務については、状況の変化等により業務内容を変更することがあり得るものとする。
- (7) 本委託事業にかかる契約の締結後に、荒天、天変地異（大地震、大火災、大水害等の災害を含むが、これらに限らない。）、感染症その他受託者の責めに帰することのできない事由などにより、本事業の計画を変更又は中止せざるを得ない状況となった場合、実行委員会は受託者からの申出を踏まえ、受発注者間において計画の変更、代替措置の実施又は事業中止等に関し、契約金額を含む契約内容の変更について協議を行う。なお、代替措置の実施にかかる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- (8) 本委託業務の実施に必要な経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (9) その他本仕様書に定めのない事項等については、その扱いについて別途協議の上、定めるものとする。

16 連絡先

臨海副都心にぎわい創出実行委員会事務局
(東京都港湾局臨海開発部誘致促進課内)
電話番号 03-5320-5598